

令和7年度（2025年度）和光市介護保険施設の整備方針

1 基本的な考え方及び令和7年度に募集するサービス

- (1) 施設の整備には、埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和6～8年度）に基づく老人福祉圏域ごとの整備枠を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（以下「第9期計画」という。）における整備については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の広域型施設の整備を進めることとする。
- (2) 法人の安定的な経営を確保する観点から、応募する法人は、当該事業を2年以上の運営を行っている実績を有し、また同一年に複数の介護保険施設を新たに整備しない法人であること。
- (3) 応募書類及び提出以降および選定後、事業者の都合による応募書類の変更は、原則、認められない。
- (4) 第9期計画期間を含む令和9年度末までに整備が完了出来る整備計画であること。
- (5) 市内全域で1施設（80床）の整備を進めること。
- (6) 施設は、国がユニット型施設の整備を推進していることを鑑みユニット型施設の整備を基本とする。ただし、従来型施設についても利用者の動向など地域における状況から、拒むものではない。なお、ユニット型施設と従来型施設の併設施設の整備計画については、法人側より併設施設とする理由等を明確に示した場合に認めるものとする。また、その場合、ユニット型施設・従来型施設の床数はともに30床以上であること。
- (7) 特別養護老人ホームに関する補助については、県の「埼玉県特別養護老人ホーム等整備費県費補助金」を利用するため、県と協議し補助金要綱等に則った要件や選定方法など対応が必要となること。また、埼玉県での審査会の審査を受け承認を得る必要があるが、承認を得たとしても、必ずしも予算が計上されるわけではないことに留意すること。（埼玉県のHPも確認すること。）

【埼玉県特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金】

（該当施設整備：「創設」 該当施設種別：「特別養護老人ホーム（広域型）」）

- (8) 特別養護老人ホーム80床に含まれないが、ショートステイの併設は可とする。なお、ショートステイの床数に制限はないが、後日、ショートステイ分の床数の全部又は一部を特別養護老人ホームの床数に変更することは出来ない。
- (9) 整備にあたっては、介護保険法など関係法令を遵守するとともに、県基準の内容や和光市の関係条例なども満たすよう留意すること。
- (10) 災害対策として、食料その他の非常災害時において「和光市地域防災計画」に沿って必要となる物資の備蓄に努めること。また、地震による停電等不測の事態に対して入所者の人命確保を図るため、少なくともたんの吸引機や酸素療法用の機器が稼働できるようにするなど、施設の安心、安全を極力進める観点で施設の整備を進めること。
整備計画の策定にあたっては、水害など災害発生の危険性等を総合的に勘案すること。
- (11) 感染症対策として、整備にあたっては、新型コロナウイルス感染症などの感染防止に配慮した設備及び構造とすること。また、ガウン、手袋、ゴーグル等の十分な備蓄に努めること。